

平成28年熊本地震被災者支援制度

第9版(H29.4.15現在)への補足・変更内容

2-4-1 被災者生活再建支援金の支給

熊本地震により住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けられた世帯で、次に記載する事由に該当する場合、差額の申請ができます。

①基礎支援金 申請期限：平成30年5月13日まで

基礎支援金を「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむをえない事由により解体した場合は、解体世帯として全壊世帯相当の扱いとなるため、差額の申請を行うことができます。

②加算支援金 申請期限：平成31年5月13日まで

加算支援金を「賃貸」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。

※ただし、「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。

次の内容は第9版（H29.4.15現在）と同一内容です。

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

※加算支援金（賃貸）は、公営住宅、民間借上げ住宅（みなし仮設住宅）、仮設住宅への入居は対象となりません。

※支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ①基礎支援金…住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ②加算支援金…住宅の再建方法に応じて支給する支援金

■手続きに必要なもの

		全壊	全壊		大規模 半壊
			半壊 により解体	敷地被害 により解体	
基礎支援金	(ア) り災証明書（原本）	○	○	○	○
	(イ) 滅失登記簿謄本（原本）		○	○	
	敷地被害証明書類（コピー可）			○	
	(ウ) 住民票（原本） ※世帯全員分、続柄・本籍記載のもの。	○	○	○	○
	(エ) 預金通帳の写し ※「よみがな」が記載されている部分	○	○	○	○
加算支援金	(オ) 契約書等の写し	○	○	○	○

- ※ 住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」（閉鎖事項証明書）が必要です。（公費解体を利用の場合は、熊本市が発行する「被災家屋等の解体・撤去完了通知書」でも可）
- ※ 敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書など）が必要です。
- ※ 住民票の住所とり災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細等）が必要です。
- ※加算支援金の申請にあたっては、再建方法の確認のため、購入時の契約書、補修工事の契約書等が必要です。
- ※その他必要な申請書等は窓口にて配布します。

（復興総室 096-328-2972）

中央区総合相談窓口の変更について

中央区（市役所）の総合相談窓口の設置場所を14階大ホールから市役所1 階ロビーに変更いたしました。

なお、中央区以外の総合相談窓口は変更ございません。

	7月31日（月）まで	8月1日（火）から
災害見舞金・災害義援金 被災者生活再建支援金・ 災害弔慰金 など	市役所14階大ホール	市役所1 階ロビー 平日 （祝日除く） 午前9時～午後4時
住宅融資相談 ※予約不要		市役所1 階ロビー 月・金曜（祝日除く） 午前10時～午後4時
法律相談（弁護士） ※要予約（予約電話234-7499 平日 午前8時半～午後5時）		市役所1 階ロビー 火・木曜（祝日除く） 午前9時～12時
法律相談（司法書士） ※予約不要		市役所1 階ロビー 水曜（祝日除く） 午後1 時～午後4時

（復興総室 096-328-2972）